Ⅱ類として掲載されているスナヤツメ、アジメドジョウ及びアカザが確認されている。このうち、アラレガコ生息地については、現地調査において生息は確認されなかったが、常時流水を避けた橋脚の配置、仮締切設置に際しての設置範囲の最小化及び礫詰土のうの使用等の保全措置を講ずることにより、環境への影響は低減できると予測されている。スナヤツメ、アジメドジョウ及びアカザについても、上述の保全措置を実施することにより、生息環境への影響に関しては低減できるものと予測されている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が6箇所存在するが、このうち5箇所については福井県教育委員会と調整のうえ発掘調査等が完了しており、記録保存等の適切な措置を講じている。残る1箇所についても福井県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3)　事業計画の合理性

本件事業は、安全かつ円滑な交通の確保を図ること及び永平寺大野道路の勝山ＩＣとの接続を目的として、道路構造令による第3種第2級の規格に基づき、バイパス方式により自転車歩行者道を備えた2車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

本件区間におけるルートについては、現道拡幅案のほか、トンネル案及び谷間通過案（以下「申請案」という。）の3案について検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、取得必要面積は3案中最も大きいが、支障となる物件及び宅地は少なく、地域住民に与える影響は少ないこと、工事期間が最も短いなど施工性に優れていること、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は、幅員狭小区間、五叉路及び鉄道との平面交差が存在することなどにより、車両の安全かつ円滑な通行に支障をきたし、歩行者等の安全な通行も確保されていないこと、平成28年度に予定されている永平寺大野道路の全線供用に伴う交通量の増加が見込まれていることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる。

また、勝山市より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　福井県勝山市役所

○沖縄総合事務局告示第三十七号

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十五の規定により次の小型船舶教習所を登録したので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第1号の規定により、公示する。

平成二十六年六月二十六日

沖縄総合事務局長　河合　正保

一　登録年月日　平成二十六年六月四日

二　登録番号　沖小教第九号

三　登録小型船舶教習実施機関の名称　松岡　哲士

四　住所　沖縄県石垣市字石垣１８０番地２

五　登録小型船舶教習事務を行う事務所の名称及び所在地並びに登録小型船舶教習所の種類

登録小型船舶教習事務を行う事務所の名称及び所在地	登録小型船舶教習所の種類
石垣島ボート免許スクール　登録小型船舶教習所 沖縄県石垣市字石垣１４５番地４	一級小型船舶操縦士第二種教習所、二級小型船舶操縦士第一種教習所、特殊小型船舶操縦士第一種教習所

人事異動

内　閣

（大臣官房審議官）財務事務官　後藤　真一

衆議院議員　　衛藤征士郎

パナマ国大統領就任式典に参列する特派大使を命ずる

期間は平成二十六年七月十五日までとする（六月二十四日）

法　務　省

（大阪区検察庁副検事）副検事　下地頭所茂

辞職を承認する（六月二十日）

財　務　省

（輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社取締役）　山村　武史

財務事務官に任命する

関税局付を命ずる

（輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社専務取締役）　青木　直幸

財務事務官に任命する

大臣官房付を命ずる

願により本官を免ずる（以上六月二十一日）

（理財局次長）財務事務官　美並　義人

理財局長林信光外国出張不在中同局長事務代理を命ずる（六月二十二日）

（大臣官房審議官）財務事務官　後藤　真一

関税局長兼税関研修所長宮内豊外国出張不在中同局長及び同所長事務代理を命ずる

（四国財務局理財部検査監理官）

同　木村　功

中国財務局総務部部付を命ずる

願により本官を免ずる（以上六月二十三日）

農林水産省

（東北農政局整備部長）農林水産技官　小林　厚司

関東農政局次長に配置換する

（農村振興局農村政策部付）同　米田　博次

東北農政局整備部長に配置換する

株式会社日本政策金融公庫代表取締役専務　宮坂　亘

農林水産事務官（大臣官房付）に採用する

（国土交通省大臣官房審議官兼国土交通省都市局）国土交通事務官　佐藤　憲雄

農林水産事務官（大臣官房付）に転任させる

（大臣官房付）農林水産事務官　宮坂　亘

（同）同　佐藤　憲雄

（関東農政局次長）農林水産技官　河津　宏志

辞職を承認する（各通）（以上六月二十日）

（大臣官房付（交流派遣専門員））

農林水産事務官　金丸　康夫

大臣官房参事官に昇任させる

経営局に併任する（六月二十一日）